

## 東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例に基づく処分に係る審査基準

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき区の機関が行う処分に係る東京都北区行政手続条例（平成8年12月東京都北区条例第35号。以下「行政手続条例」という。）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

### 第1 開示決定等の審査基準

条例第21条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

1 開示する旨の決定（条例第21条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る保有死者情報に不開示情報（条例第17条に規定する不開示情報をいう。以下同じ。）が記録されていない場合
- (2) 開示請求に係る保有死者情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
- (3) 開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有死者情報を開示する必要があると認めるとき（条例第19条）。

2 開示しない旨の決定（条例第21条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る保有死者情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有死者情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合又は区分は容易であるが分離が困難である場合を含む。）
- (2) 開示請求に係る保有死者情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（条例第20条）
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を区の機関において保有していない場合又は開示請求の対象が条例第43条に該当する場合若しくは条例第2条第3項に規定する保有死者情報に該当しない場合
- (4) 他の法令等における適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合
- (5) 開示請求書に条例第16条第1項各号に規定する事項若しくは東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則（令和5年3月東京都北区規則第10号。以下「区規則」という。）第9条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は条例第16条第2項に規定する開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族であること（遺族が未成年若しくは成年被後見人である場合の法定代理人（以下「代理人」という。）による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の区の機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。区の機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

- 3 前2項の判断に当たっては、それぞれ、保有死者情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有死者情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有死者情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、保有死者情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第5 保有死者情報の存否に関する情報に関する判断基準」による。
- 4 開示する保有死者情報の利用目的については、利用目的を遺族に明示することにより、遺族若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は地方公共団体等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない。

## 第2 保有死者情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が条例第2条第3項に規定する保有死者情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「死者に関する情報」とは、死者に関する情報全般を意味する。したがって、死者の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、死者の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての死者の生前の活動に関する情報も含まれる。
- 2 「区の機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、区の機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「区の機関が保有している」とは、当該区の機関が当該死者情報について事実上支配している状態（当該死者情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、死者情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「区政情報に記録されているものに限る」とは、区の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該区の機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいい、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有死者情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているもの及び図書館、区政資料室等において個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号に掲げる方法により特別の管理がされているものも、これらが区政情報に該当しないため保有死者情報に該当しない。

### 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有死者情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

#### 1 開示請求者に関する情報（条例第17条第1号）についての判断基準

条例第17条第1号が適用される場合は、開示することが必ずしも遺族の利益にならない場合であり、その運用に当たっては、具体的なケースに即して慎重に判断するものとする。

#### 2 開示請求者以外の個人に関する情報（条例第17条第2号）についての判断基準

##### （1）開示請求者以外の個人に関する情報（条例第17条第2号本文）について

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第17条第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号及び条例第2条第2項に規定する死者に関する識別符号を除く。）をいう。

ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

##### （2）法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（条例第17条第2号ア）について

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有死者情報と同種の情報について、遺族が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべ

きものと考えられることをいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（条例第17条第2号イ）について

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（条例第17条第2号ウ）について

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

なお、公務に関する情報であっても、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分履歴等職員としての身分取扱いに係る情報や個人の資質、名誉に関する情報については、条例第17条第2号ウに該当しない。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名並びに指定管理者の公の施設の管理業務に従事する者の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報については、東京都北区情報公開条例(平成7年9月東京都北区条例第63号)との整合性を図るために、条例第17条第2号ウの規定により開示する情報に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第17条第3号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第17条第3号本文）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、条例第17条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第5号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、条例第17条第2号の不開示情報に当たるかどうかも検討するものとする。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当

性を判断する。

- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（条例第17条第3号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は条例第17条第3号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

- (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（条例第17条第3号ア）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (4) 任意に提供された情報（条例第17条第3号イ）について

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「区の機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、区の機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、区の機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合が、含まれる。

ウ 「区の機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、区の機関が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、区の機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場

合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、条例第17条第3号イには該当しない。

#### 4 審議、検討等に関する情報（条例第17条第4号）についての判断基準

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (3) 「不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる住民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、住民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等、途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、条例第17条第4

号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して条例第17条第4号に該当するかどうか判断する。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、住民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、条例第17条第4号に該当する。

## 5 事務又は事業に関する情報（条例第17条第5号）についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（条例第17条第5号本文）

ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

(2) 「独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（条例第17条第5号ア）

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

イ 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査等、平穏な市民生活、社会の風紀その他の公共の安全を維持するために必要な警察的な活動をいう。

(3) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（条例第17条第5号イ）

ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等の

ために帳簿書類その他の物件等を調べること。)、「取締り」(行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。)、「試験」(人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。)及び「租税の賦課若しくは徴収」(国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。)に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、条例第17条第5号イに該当する。

- (4) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(条例第17条第5号ウ)

国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (5) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(条例第17条第5号エ)

国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(条例第17条第5号オ)

国の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関する事務)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (7) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(条例第17条第5号カ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、条例第17条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

#### 第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有死者情報について、条例第18条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る死者情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

条例第17条第1項では、保有死者情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、条例18条第1項の規定により、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該保有死者人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

- (2) 保有死者情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有死者情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有死者情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人の遺族から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者等以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有死者情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- 3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰

すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないものであれば、不開示義務に反するものではない。

#### 4 開示請求者等以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号若しくは死者に関する識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（条例第18条第2項）

(1) 開示請求者等以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号若しくは死者に関する識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者等以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、条例第17条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、条例第18条第1項の規定により開示することになる。

ただし、条例第18条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者等以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなつても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

#### 第5 保有死者情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有死者情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第20条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有死者情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有死者情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、保有死者情報の本人以外の死者が行った行政相談に関する情報について、本人の遺族から開示請求があった場合等が考えられる。
- 2 当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続条例第8条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有死者情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

#### 第6 訂正決定等の審査基準

条例第31条規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。

ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。

2 訂正をする旨の決定（条例第31条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有死者情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有死者情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有死者情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3 訂正しない旨の決定（条例第31条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 保有死者情報の訂正に関して条例以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合
- (2) 訂正請求書に条例第29条第1項各号若しくは区規則第19条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は条例第29条第2項に規定する訂正請求に係る保有死者情報の本人の遺族であること（代理人による訂正請求にあっては、当該訂正請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
- (3) 調査等の結果、訂正請求に係る保有死者情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
- (4) 訂正をすることが、当該保有死者情報の利用目的の範囲を超える場合
- (5) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に即して、職権により訂正を行うものとする。

## 第7 利用停止決定等の審査基準

条例第38条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

1 利用停止をする旨の決定（条例第38条第1項）は、請求に係る保有死者情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

- (1) 条例第4条第2項の規定に違反して保有されている場合

「条例第4条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて死者情報を保有している場合をいう。また、条例第4条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

- (2) 条例第5条の規定に違反して取り扱われている場合

「条例第5条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、区の機関による死者情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、死者情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、死者情報の利用時点における区の機関の認識及び予見可能性も踏まえるものとする。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により死者情報を利用する具体例としては、正当な理由なく遺族に対する違法な差別的取扱いを行うために死者情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 条例第6条の規定に違反して取得された場合

「条例第6条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により死者情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない死者情報を提供するよう遺族に強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 条例12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「条例12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、条例が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有死者情報を利用している場合をいう。

(5) 保有死者情報が条例12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「条例12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、条例が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有死者情報を提供している場合をいう。

2 利用停止しない旨の決定（条例第38条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有死者情報の利用停止に関して条例以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合

(2) 利用停止請求書に条例第36条第1項各号若しくは区規則第25条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は条例第36条第2項に規定する利用停止請求に係る保有死者情報の本人の遺族であること（代理人による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

(3) 利用停止請求に理由があると認められない場合

(4) 利用停止することにより当該保有死者情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合